

東京事務所サーバ機器のリース

仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
総務部 総務課

1. 使用目的

東京事務所におけるネットワークを活用した情報共有及びデータ管理の効率化並びに情報処理環境の整備・拡充を図るため、ファイルサーバを借用する。

2. 賃貸借物件の範囲及び仕様

(1) 賃貸借物件の機器の仕様 (相当品可)

No	品名	型番／仕様	数量
1	NAS	Synology DS1825+ (DS1825+8TBHB65Y8KIT/2HD4827)	2 台
2	HDD	HAT5320-8T 8TB 3.5inch SATA 6Gb/s 7200rpm 5 年保証	6 台
3	SSD	SAT5221-960G 960GB 2.5inch SATA 6Gb/s	2 台
4	保守オプション	5 年間オンサイト保守(平日 9:00～17:00)	2 式
5	UPS	OL1000RT JP(Smart App OL シリーズ 1000VA/900W 正弦波 常時インバーター)	1 台
6	ネットワークマネジメントカード	RMCARD205(CyberPower 製)	1 個

(2) 付帯作業

ア. データ移行作業

本部(所在地:茨城県東海村)に設置している既存 NAS (2 台) 内のデータを、導入機器へ移行したのち、東京事務所(所在地:東京都千代田区)へ納入すること。

(参考) 現在設置している機器の情報

① Synology DS1819+6TB× 2 台 (11TB 使用 令和 8 年 7 月 21 日現在)

イ. 機器の初期設定

第 4 項第 1 号に定める納入場所に機器を設置し、機構ネットワークへの接続、アカウント作成(データ移行に伴う設定を含む。)その他運用開始に必要な初期設定を行うこと。

3. リース期間

(1) リース期間は、令和 9 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日までの 4 年間とする。

(2) 納入期限は令和 9 年 1 月 31 日とする。

4. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 総務部総務課 指定場所
(東京都千代田区内幸町二丁目2番2号富国生命ビル19階 東京事務所)
※納入に当たっては、総務課員が指定する時間に作業を実施すること。

(2) 納入条件

据付調整後渡し

5. 納入に係る作業

- ・機器の搬入、設置及び据付け
- ・機構ネットワークへの接続及び動作確認
- ・第2項に定めるデータ移行作業及び初期設定作業
- ・梱包材等の回収及び処分

6. 検収条件

前述の納入場所に据付け後、データ移行及び初期設定が完了し、既存データが正常に閲覧及び利用できること並びにネットワーク接続、ユーザー認証及びファイル共有機能等が正常に動作することを確認のうえ、員数検査に合格したことをもって検収とする。

7. 検査員

一般検査 総務部 総務課長

8. 搬入作業実施上の留意事項

(1) 搬入場所における留意事項について

- ① 荷捌き場は、原則としてビル開館時間内(7:30~23:00)にB3、B4東西2箇所(合計4箇所)を使用すること。
- ② 駐車場を使用する場合の留意事項は次のとおり。
 - ・駐車料金は受注者負担とする。(最初の30分間は無料)
 - ・駐車場に駐車できる車両は、積載物・取り付け物を含めて次のとおりとする。
長さ:6.0m以下、高さ2.1m以下、幅2.5m以下、重量4.0t以下
 - ・駐車場内の車路を台車で移動することは禁止する。
- ③ 貨物用エレベータ(定員24名/積載荷重1,600kg)を使用すること。
- ④ 搬出作業に必要な各種届出(富国生命ビルに対する作業届や道路使用許可申請書等)については、機構と受注者と調整の上、機構が実施する。

(2) 賃貸物件については、それぞれの特性、規格、用途等に応じ、最も適切な方法で運搬等を行い、作業中の損傷、破損等の事故がないよう十分配慮すること。

9. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 0. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

1 1. 特記事項

- (1) 受注者は、本作業実施に当たって必要とされる関係法令等を遵守し、安全確保に万全を期すこととし、万一事故等発生した場合は、直ちに機構へ報告することとする。なお、その損害の補償については、受注者の責任において行うものとする。
- (2) 受注者は、本作業実施に当たって、機構が入居するビルの決まりを遵守した上で、移動物品、建造物等に損害を与えないよう十分に注意し作業を実施すること。万一毀損等が発生した場合は、直ちに機構へ報告することとする。なお、その損害の補償及び現状復帰については、受注者の責任において行うものとする。
- (3) リース物品返却時に、機構はOSを含むストレージ内のデータ消去を実施する。その際、機構はリース物品へのリースソフトウェアの再インストールを実施しない。

以 上